

(案)
公有財産売買契約書

売主 久喜市と 買主 ●●●● とは、次の条項により公有財産売買契約を締結する。

(目的)

第1条 売主は、売主の所有する次に掲げる公有財産（以下「本件財産」という。）を現状有姿のまま買主に売り渡し、買主はこれを買い受けるものとする。

所在	地番	地目	地積（実測）
久喜市久喜東三丁目	34番3	宅地	491.42m ²

(売買代金)

第2条 本件財産の売買代金は、金●●●●円とする

(納期限)

第3条 買主は、売主の指定する期日までに売主の発行した納入通知書により、売主の指定する金融機関で前条の売買代金を支払うものとする。

(延滞金)

第4条 買主は売買代金の全部又は一部を納期限までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、納期限の日における民法法定利率に基づき計算した延滞金を支払わなければならない。

(所有権移転及び登記)

第5条 本件財産の所有権は、買主が売主に対し売買代金（前条に規定する延滞金を含む。）の完納をもって移転するものとする。この場合において、売主は、売買代金の完納を確認後、速やかに当該所有権の移転の登記を法務局に嘱託するものとする。

(財産の引渡し)

第6条 売主は、前条の規定により本件財産の所有権が買主に移転した後、所有権移転嘱託書とともに、速やかに本件財産を現状有姿のまま買主に引き渡すものとする。

2 買主は、本件財産の引渡しを受けたときは、売主の定める受領書を売主に提出するものとする。

(地積の確定)

第7条 売買物件の地積は、実測によるものとする。

(公租公課の負担区分)

第8条 本件財産に対する公租公課及び賦課金等は、所有権移転登記に要する書類の授受の日までは売主の負担とし、その翌日より買主の負担とする。

(登記費用等)

第9条 本件財産の所有権移転登記に要する登録免許税、登記手続費用その他この契約にかかる費用は、すべて買主の負担とする。

(契約の解除)

第10条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

2 売主又は買主は、本件財産引渡し以前に天災地変等不可抗力のため、本件財産の全部又は一部が、本契約を締結した目的に達することができない状態と判断したときは、売主買主いずれかの申出により、この契約を解除することができる。

(契約不適合)

第11条 売主は、民法第562条以下の不適合責任を負わないものとし、買主は、引き渡された売買物件が種類、品質（地中埋設物、土壤汚染等を含む）、数量（地積等の記載を含む）その他契約の内容に適合しないことを理由として、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることは出来ない。ただし、第6条第1項に定める引渡しの日から1年間は、この限りではない。

(共同購入)

第12条 買主は、この土地を共同して購入する場合には、この契約に定める債権についても共同で行使し、債務については連帶してこれを行うものとする。

2 売主から買主に対する通知、この土地の引渡し等は、買主のうち一人に対して行えば足るものとする。

【注】※共同以外の場合は削除となる。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及び契約に関し疑義が生じたときは、売主買主の双方が協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、売主買主署名（法人にあっては、記名によることができる。）押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

令和　年　月　日

売　主　　埼玉県久喜市下早見85番地の3
久喜市
久喜市長　梅田　修一

買　主